令和3年11月26日(金曜日)

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和3年11月26日(金曜日)

出席委員(6名)

委員長 村松秀雄君

副委員長 平 吹 俊 雄 君

委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君

福田淑子君 千葉一男君

欠席委員 (なし)

委員外議員 我 寠 薫 君

議 長 大 橋 昭太郎 君

説明のため出席した者

町 長 部 局

総務課長 佐藤俊幸 君

企画財政課長 佐野 仁 君

議会事務局職員出席者

事務局長 今 野 正 祐 君

事務局次長兼議事調査係長 齊 藤 美 穂 君

令和3年11月26日(金曜日) 午後1時25分 開会

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会11月会議について

1)議案等について

行政報告9件

報告2件

議案5件(補正予算5件)

- 2)議員発議について
- 3)会議の期間及び議事日程について期間11月29日(月)1日間
- 4) 陳情、要請等
- 4 その他
- 5 閉 会

午後1時25分 開会

○委員長(村松秀雄君) それでは、ただいまから議会運営委員会を開きたいと思います。

若干時間早めでございますけれども、皆さん御着席のようなので開始をさせていただきます。 今日は11月会議の議会運営委員会ということで、御参集いただきました。お疲れさまでございます。

では早速、全員出席でございますので始めます。

また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長の出席を求めております。

早速、3番議長からの諮問ということで、美里町議会11月会議についてということで、1) 議案等についてから入りたいと思います。本日執行部は、総務課長さんと企画財政課長さんの 出席を求めております。よろしくお願いいたします。

それでは総務課長さん、お願いいたします。

○総務課長(佐藤俊幸君) 改めまして、お疲れさまでございます。お世話になってございます。 11月会議ということで、よろしくお願いいたします。

早速議案等の説明をさせていただきます。座らせていただきます。

まず、行政報告がございます。こちら、9件ございますので、順次御説明させていただきます。

まず最初に、災害に関する協定の締結等についてということでございますが、この行政報告の中で、協定3つについてお話をする予定でございます。

令和3年10月1日に、株式会社アペックスと、災害時における飲料水等の提供協力に関する協定を締結いたしました。株式会社アペックスは、自動販売機で飲料の販売などを事業内容とする企業で、東京都及び愛知県の2か所に本社を置き、宮城県には東北支社がございます。

協定の内容といたしましては、地震、風水害等の災害が発生し、美里町が災害対策本部を設置した場合に、本町からの要請に応じて、株式会社アペックスが本庁舎前に設置している災害対応型自動販売機の機内在庫分の飲料及び補充分として保管している飲料を供給することに関して必要な事項を定めたものでございます。

供給を受けた飲料の代金の額は、自動販売機内の在庫分の飲料については無償、その他の飲料は協議の上決定するものとしております。

大規模な災害が発生した場合は、断水などにより飲料の確保が必要になってまいります。そのようなことが想定される中、本庁舎前に自動販売機を設置している株式会社アペックスから 災害に関する協定の提案をいただいたことから、協定内容を検討し10月1日に協定の締結に至 った次第でございます。

続きまして、令和3年10月27日に宮城県南郷高等学校と、災害時における宮城県南郷高等学校をの避難所利用についての覚書を交換いたしました。

覚書の内容といたしましては、地震、風水害等の災害発生時に、3階建ての校舎の一部を避難所として利用することに関して必要な事項を定めたものであります。

具体的な収容人数はおおむね180人であり、想定避難者は130人程度と想定してございます。 水害発生のおそれがあるときに、社会福祉法人が運営する福祉施設入所者及び職員の高台避 難先として利用することを想定しております。

コロナ禍において分散避難を求めている中で、南郷地域には高台が少なく、町の公共施設では避難者の受入可能人数が限られますことから高台の避難先の確保が必要となってまいります。 そのようなことが想定される中、宮城県南郷高等学校を昨年10月に訪問して避難所利用に係る本町の考えや学校が想定する課題などについて協議を進め、10月27日に覚書の交換に至った次第でございます。

そして3つ目でございますけれども、令和3年10月29日に、宮城三菱自動車販売株式会社と 災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定を締結いたしました。

宮城三菱自動車販売株式会社は、自動車の販売及び修理などを事業内容とする企業で、宮城県内に13店舗を有する企業でございます。本町から最寄りの店舗は、大崎市にある店舗となります。

協定の内容といたしましては、地震、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、本町の要請に応じて三菱自動車販売株式会社が取り扱うプラグインハイブリッド車 を貸与することに関して必要な事項を定めたものでございます。

貸与を受けた自動車の使用料については、無償としております。ただし、貸与日数が7日を超える場合、8日目以降の貸与に係る経費は災害発生の直前における適正な価格を基準として協議の上決定するものとしております。

大規模な災害が発生し停電した場合は、避難所や防災拠点となる施設への電力供給が行われず、避難生活や復旧作業に支障を来すことが想定され、電力の確保が必要となってまいります。 そのようなことが想定される中、自社でプラグインハイブリッド車を所有している三菱自動車販売株式会社から災害に関する協定の提案をいただいたことから、協定内容を検討し10月29日に協定の締結に至った次第であります。

以上が、災害に関する協定の締結等についての行政報告となります。

次に、工事請負契約の締結についての行政報告でございます。

令和3年度北浦地区(町道蛇沼東線外1路線)路肩拡幅工事請負契約の締結についての行政 報告となります。

工事請負契約の締結において、地方自治法第96条第1項第5号の規定が適用されない予定価格が5,000万円未満の工事請負契約のうち、予定価格が3,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。

本件は条件付一般競争入札によるものであります。

締結状況の詳細については、別紙資料のとおりでございます。

次に、工事請負契約の締結についてでございますが、令和3年度境橋外2橋橋梁補修工事請 負契約の締結についてでございます。

こちらも、予定価格が5,000万円未満の工事請負契約のうち、予定価格が3,000万円以上の工事請負契約の締結でございます。

本件は条件付一般競争入札によるものでありまして、詳細につきましては別紙資料のとおりでございます。

その次の工事請負契約の締結についてでございますが、こちらは令和3年度牛飼地区(町道牛飼松ケ崎線)路肩拡幅工事請負契約の締結についてでございます。

こちらも、予定価格が5,000万円未満の工事請負契約のうち、予定価格が3,000万円以上の工事請負契約の締結でございます。

本件は条件付一般競争入札によるものであります。

契約締結状況の詳細については、別紙資料のとおりでございます。

続きまして、工事請負契約の締結についての令和3年度南郷第3地区(農集排) 7-1号外 雨水排水路工事に係る工事請負契約の締結についてでございます。

地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が 5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。

本件は条件付一般競争入札によるものでございます。

契約締結状況は別紙資料のとおりでございます。

続きまして、令和3年度公共下水道補第2(北浦地区)汚水管築造工事に係る工事請負契約 の締結についてでございます。

こちらも地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定 価格が5,000万円以上の工事請負契約の締結でございます。

本件は条件付一般競争入札によるものでございます。

契約の締結状況は別紙の資料のとおりでございますが、今回の工事は施工区間のうち管路延長99.9メートルの区間で埋設深さが3メートルを超えているため、地下埋設物や道路交通などの周囲への影響を考慮し、推進工法を採用したものでございます。

それからもう一つが、令和3年度中埣地区(農集排)機能強化処理施設等更新工事に係る工事請負契約の締結についてでございます。

こちらも、地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予 定価格が5,000万円以上の工事請負契約でございます。

本件は条件付一般競争入札によるものでございます。

契約締結状況は別紙資料のとおりであります。

続きまして、令和3年度南郷第2地区(農集排)機能強化処理施設等更新工事に係る工事請 負契約の締結についてでございます。

地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が 5,000万円以上の工事請負契約の締結でございます。

契約締結状況は別紙資料のとおりとなってございます。

行政報告の最後でございます。

工事請負契約の締結について、令和3年度南郷第3地区(農集排)機能強化処理施設等更新 工事に係る工事請負契約の締結についてでございます。

地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決によることを要しない予定価格が 5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。

本件は条件付一般競争入札によるものでございます。

契約締結状況は、別紙資料のとおりでございます。

以上ですね、行政報告9件についてでございます。

よろしくお願いいたします。

- ○委員長(村松秀雄君) 行政報告9件ございました。これについて、行政報告ですから、議場で質疑等はあれですけれども、今ここでちょっとお尋ねしたいことがあれば、説明をいただきたいと思いますけれども、ありませんか。吉田委員。
- ○委員(吉田眞悦君) 御苦労さまです。

災害協定の関係のほうで、2点ほど確認をしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

1つは、アペックスとの飲料水。

その中の第5条、提供協力期間及び費用負担というところの、別紙1という、これだけでは中身分からないですが、その別紙1とかその下にも別表2、ごめんなさい、別紙じゃなくて別表、連絡体制もあるんですけれども、これは資料は出さなくてよろしいという判断で出さないとは思うんですが、なぜそのように、もう少しね、やはり議会をしてもらうというから、やはり知っていてもらっていたほうがよろしいと思うので、その点についてどのようにお考えなのかということがまず1つ。

- ○委員長(村松秀雄君) それでは今の別表1、2についての添付の件、お願いいたします。総 務課長。
- ○総務課長(佐藤俊幸君) 今お話のございました別表1あるいは別表2でございますが、こちらお話ちょうだいしましたように、なおさら理解を深めていただくために、追加でお出しさせていただくよう検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(村松秀雄君) では、別表1、別表2については、追加資料での提出ということで、 総務課長からお話がありましたけれども、それでよろしいですか、皆さん。(「お願いします」 の声あり) じゃあ、よろしくお願いいたします。
- ○委員(吉田眞悦君) 次に、もう1点ですけれども、三菱自動車との協定のほうなんですけれ ども。

8ページにありますけれども、第5条の中の(2)、これ美里町内において使用することとすると限定されているんですね。それで、今尋常な災害じゃない部分というのは当然各地で起きている状況もあります。それで、複合災害等を考えたときに、原子力災害だけじゃなくてね、例えば大雨の中に降っている、うちのほうの町からすると、江合・鳴瀬に挟まれている場所ですね、それで大雨の最中に大規模地震とか起きて停電になりましたと、そしてかつ堤防破堤の危険もあるということで、万が一ですけれども、他町に避難せざるを得ないとか、そういうこともやはり絶対ないとは言い切れないと思うんですね、特に低地である南郷地域なんかはね、高台がないもんですから。そういった場合に町内だけにしか限定して使用できないということというのは果たしていかがなものかなというふうに感じたものですから。避難所1回避難しても、状況によっては避難所を変えざるを得ないという場合だってなきにしもあらずだと思うんですね。そこのところの見解を、どのように考えてこのようにしたのかなということです。

○委員長(村松秀雄君) 使用制限ですね、町内ということで。その辺の取決め状況ですね、今 後何があるか分からないという状況下の中で、なぜ町内と、使用可としたのかと。総務課長。

- ○総務課長(佐藤俊幸君) この部分について、ちょっと詳しい内容等について今お話しすることはできませんので、使用制限についての考え方、あるいは第5条第2号の解釈について、当日の口述の中で付け加えさせていただく方向で調整をさせていただければと思います。
- ○委員長(村松秀雄君) 今ちょっとできないと、内容を把握できないということなんで、総務 課長の場合はね。説明のときに、なおさら丁寧に中に入れていくということですね。 次、吉田委員。
- ○委員(吉田眞悦君) いいですか。

あわせて三菱自動車の場合は、かなりの多くの自治体と契約しているわけですよね、協定を 結んでいますので、だから他市町との協定の中でもみんな同じようなつくりにはなっていると は思うんですが、一応そういう点も含めて、複合災害の対応ということもまず考えていかなけ ればならない時代ですので、そこのところ確認しながら説明をお願いしたいと思います。

○委員長(村松秀雄君) そこまで広範囲にわたるものですから、その辺も他町の場合もあるということで、入れてください。

ほか、ございますでしょうか。福田委員。

- ○委員(福田淑子君) 南郷高校との関係なんですけれども、災害協定の。南郷高校が、3つの 学校が合併するということでもう発表になっているんですけれども、これはいつまでの有効と いうふうに、どこにも書いていないんですが。
- ○委員長(村松秀雄君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤俊幸君) おっしゃるとおりですね、契約更新あるいは覚書の有効期間が書いてございませんので、ほぼほぼ廃校までは有効というふうには考えますが、その辺もし口述上付け加える部分ありましたら、なおさら口述のほうで調整をさせていただきたいと思いますが。ちょっと見た感じはこの覚書上は期限がないので、あるうちは有効というふうには解釈をしているところでございます。
- ○委員長(村松秀雄君) 契約上は、期間というのは何も書いていない、災害が起きたときとしか書いていないからね。宮城県南郷高等学校があるうちは、この校長先生の提携された名前でいくと、存続する限りはいくと思うんですが、ただその辺もなお確実に確認をして入れていただきたいと思います。福田委員、よろしいですか。
- ○委員(福田淑子君) 当日話してもらえれば、それでいいです。
- ○委員長(村松秀雄君) 中にね、口述の中に。

総務課長よろしいですか、それで。(「はい」の声あり)ほか、ございますでしょうか。福

田委員。

- ○委員(福田淑子君) もう1点ですけれども、三菱自動車との関係で、損害賠償の部分なんですけれども、これは第三者に与えた場合の部分についてのみということで解釈していいですか。
- ○委員長(村松秀雄君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤俊幸君) 今お話の第6条の関係ですが、1号と2号は、第三者に対する話でありまして、第3号は第三者ということではなくてということであります。
- ○委員(福田淑子君) はい、分かりました。
- ○委員長(村松秀雄君) 第3号のね、総務課長、事故という部分の判断ですよね。車が何かの 故障して事故なのか、ぶつけて物損で事故なのか、人身なのか、その辺なんですよね、扱いが ね。ただ事故というとちょっとその辺どういうふうに判断していいのかなと今福田さんも思っ たと思うんですけれども。

よろしいですか、総務課長。

- ○総務課長(佐藤俊幸君) 事故というのは物損、人身、全ての事故をまず想定していますよと、 それで1号、2号においては第三者に対して与えた部分についてはこうですよと、第3号では そのほかの甲・乙の責任、保険の適用についてうたっているといったことでございます。
- ○委員長(村松秀雄君) 福田委員。
- ○委員(福田淑子君) 心配しているのは、町の車を使って職員が運転した場合は町で全てそれを補うことができるんですけれども、借りた場合についての、このところには書いていないんじゃないかなと思うんです、第三者はあるんですけれども、本人が過大な損害を受けた場合に、じゃあ誰、乙の加入している保険を受けるということでよろしいんですね、じゃあ。で、いいんですね。(「3は全部そうじゃないの」の声あり)
- ○委員長(村松秀雄君) よろしいですか。分かります。
- ○委員(福田淑子君) 災害が起きた時点でのいろんなものを想定されるので、そのときにどっちが負担するのかというのがはっきり前もって分かっていれば、そのほうがいいのかなと思って。想像できないの災害。ちゃんときちっとしていれば、私はどっちでもいいと思う。
- ○委員長(村松秀雄君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤俊幸君) 想定できないことを想定して第4号の甲乙協議の上というか、そう いった協議の部分を残しているということでの覚書、協定の内容となっているものだというふ うに解釈してございます。
- ○委員(福田淑子君) これは車両及びその故障損害でしょう、損害、これはあくまでも車だけ

の話。

- ○総務課長(佐藤俊幸君) 1号においてはどちらの責任か分からないときは1号で甲乙協議の上その賠償に当たると、協議ということが書かれてございますので、いずれその協議によってとここでうたわれていない部分については甲乙協議と、一番最後の11条でも協議という部分がございますので、そこで協議をするという内容でございます。
- ○委員長(村松秀雄君) なかなか難しいところなんで、最終的に協議をすると甲乙で、何かあった場合は、事故があった場合は、もしくは車両の故障等があった場合も甲乙で協議をするという最終的な受入れをしているわけですね。と判断していいんですね、総務課長ね。
- ○総務課長(佐藤俊幸君) はい。
- ○委員長(村松秀雄君) ほか、ございますでしょうか。もうあとは全部工事なんで。よろしいですか。(「はい」の声あり)

では、なしということで、次、お願いいたしたいと思います。総務課長。

○総務課長(佐藤俊幸君) それでは次に、報告2件について御説明いたします。

まず、報告第17号でございます。

資料編については1ページでございます。

こちら報告17号、18号につきましては、先日の全員協議会で御説明をさせていただいた部分でございますが、報告第17号専決処分の報告については、学校給食費及び幼稚園保育料の支払いの請求に関する訴えの提起に係る専決処分でございます。

本件につきましては、債務者が平成28年度以降の学校給食費19万9,616円、及び平成26年度幼稚園保育料2万4,200円を滞納しておりました。この支払督促の申立て及び訴訟までの経緯につきましては、資料のとおりでございます。

本債権は、私債権及び非強制徴収公債権であることから強制執行の手続を行うためには、債務名義を取得する必要があります。このため、令和3年9月27日に古川簡易裁判所に支払督促の申立てを行いました。しかし、債務者から分割払いについて町との話合いを希望する旨の督促異議の申立てが令和3年10月25日にありましたことから、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立てが訴訟に移行したものでございます。

このことにより、令和3年10月25日付で専決処分したものでございます。

以上、訴えの提起につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたすものでございます。

○委員長(村松秀雄君) 次、関連しますので。

○総務課長(佐藤俊幸君) 続いては、報告第18号、再生計画案の同意の報告についてでございます。

資料編は2ページとなってございます。

こちらは、再生計画案の同意の報告についてということでございまして、学校給食費の債務者は、仙台地方裁判所古川支部に民事再生法に基づく個人再生手続を申し立て、令和3年6月9日に開始決定を受けました。その後、令和3年9月9日に同裁判所から再生計画案への同意に関する通知がありました。この計画案によりますと、町の債権額である学校給食費及び遅延損害金36万5,993円を、ここから79.999%免除した7万3,203円に変更いたしまして、令和4年1月から令和6年10月まで3か月ごとに12回の割賦とするものでございます。

この計画案について調査・検討したところ、民事再生法に違反しないものであり、かつその 内容は債務者が遂行できる範囲内において、町の不利益を最小限度にするよう定められている と認められることから、美里町債権管理条例第20条第1項の規定により、同意いたしましたの で、同条第2項に規定により御報告をいたすものでございます。

以上が、報告第18号再生計画案の同意の報告についてとなります。よろしくお願いいたします。

○委員長(村松秀雄君) ありがとうございました。

報告の第17号と18号につきましては、さきの全協の中で資料等、非公開で行いましたけれど も、これについて再度お聞きするところありますか。よろしいですね。(「はい」の声あり) じゃあ次、参ります。

議案第28号です。美里町一般会計補正予算(第10号)でございます。お願いいたします。企画財政課長さん。

○企画財政課長(佐野 仁君) 11月会議につきまして、よろしく御指導お願いしたいと思います。

私のほうから補正予算5件について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず最初に、議案第28号令和3年度美里町一般会計補正予算(第10号)について御説明申し上げます。

議案書につきましては4ページから、資料編につきましては3ページからになります。 まず議案書の5ページ、お開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,320万9,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ114億1,143万1,000円といたしております。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

初めに、歳出でございます。

今回の補正予算の主なものにつきましては、人事異動等に伴う給与費等の人件費に関わる補 正でございます。この人件費以外の補正予算の主なものについて御説明申し上げたいと思いま す。

議案書の17ページ、18ページをお開き願います。17、18、下段でございます。

2款総務費に1,198万8,000円追加いたしました。

1項総務管理費のまちづくり推進費に、特別旅費24万円追加いたしました。これは令和4年度から新たに地域おこし協力隊事業を開始するに当たり、隊員の選考の際、県外からの応募者に対し交通費等の一部を支給するためであります。

続いて議案書の27ページ、28ページお開き願います。中段でございます。

6款農林水産業費に3,452万円追加いたしました。

1項農業費の新型コロナウイルス感染症対策費に、新規に主食用米持続化緊急支援事業を設け、新型コロナウイルス感染症対応主食用米持続化緊急支援金4,300万円追加いたしました。

次に、歳入についてです。

議案書の15ページ、16ページにお戻り願います。

15款県支出金に1,101万1,000円追加いたしました。

2項県補助金の商工費県補助金に、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金 1,100万円追加いたしました。

18款繰入金に2,219万8,000円追加いたしました。

2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に2,219万8,000円追加いたしました。

続いて、議案書の10ページにお戻りください。10ページです。

予算本文第2条、債務負担行為の補正につきましては、農林業災害対策資金利子補給補助金 について、債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長(村松秀雄君) ありがとうございました。

これについて何か気なるところございましたでしょうか。副委員長。

○副委員長(平吹俊雄君) いろいろな手当なんですけれども、人事異動ということで、春のや つの人事異動の関係でこのように今補正しているということでいいんですか。

- ○委員長(村松秀雄君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤俊幸君) お話のとおりでございます。4月異動に伴いますものと、それから それ以降に退職者なんかも出ておりますので、その部分の退職手当組合の負担金の納入等そう いったものの中身となってございます。
- ○委員長(村松秀雄君) よろしいですか。
- ○副委員長(平吹俊雄君) はい。
- ○委員長(村松秀雄君) ほか、ございますでしょうか。(「なし」の声あり)ないですか。 じゃあ、休憩いたします。

午後2時06分 休憩

午後2時10分 再開

○委員長(村松秀雄君) 再開いたします。

これについて、ほかございますでしょうか、一般会計補正予算。(「ありません」の声あり)ないということです。

なければ次、まいります。

議案第29号介護保険特別会計補正予算でございます。企画財政課長さん。

○企画財政課長(佐野 仁君) 続きまして、議案第29号令和3年度美里町介護保険特別会計補 正予算(第2号)について御説明申し上げます。

議案書につきましては37ページから、資料編につきまして5ページでございます。

まず最初に、議案書の38ページお開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億707万1,000円といたしております。

今回の補正につきましては、包括的支援事業費における職員人件費に係る補正でございます。 細部につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、歳出です。

議案書の49ページ、50ページお願いいたします。

- 3款基金積立金で7万5,000円減額いたしました。
- 1項基金積立金の基金積立金で、介護給付費準備基金積立金7万5,000円減額いたしました。
- 4款地域支援事業費に45万1,000円追加いたしました。
- 3項包括的支援事業費・任意事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費に、包括

的支援事業費職員人件費45万1,000円追加いたしました。

次に歳入についてです。

前のページ、47ページ、48ページお開き願います。

- 3款国庫支出金に12万3,000円追加いたしました。
- 2項国庫補助金の地域支援事業交付金に、包括的支援事業・任意事業国庫交付金12万3,000 円追加いたしました。
 - 5 款県支出金に 6 万1,000円追加いたしました。
- 2項県補助金の地域支援事業交付金に、包括的支援事業・任意事業県交付金6万1,000円追加いたしました。

7款繰入金に19万2,000円追加いたしました。

1項一般会計繰入金の地域支援事業繰入金に、包括的支援事業・任意事業繰入金19万2,000 円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長(村松秀雄君) ありがとうございました。

これについて、介護保険、何かございますでしょうか。これもあれですね、共通経費の中の 人件費ということで、前の一般補正と同じ内容だと思います。

なければ次いってよろしいですか。(「はい」の声あり)

では次、議案第30号水道事業会計補正予算についてお願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長(佐野 仁君) 続きまして、議案第30号令和3年度美里町水道事業会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

議案書につきましては51ページから、資料編につきましては6ページでございます。

今回の補正につきましては、支給要件の変更に伴う法定福利費の補正、6月に発生した漏水 事故の対応で夜間の勤務を行ったため時間外勤務手当に不足が生じる見込みとなり補正するも のでございます。

初めに、第2条予算第3条に定めた収益的収支の支出について御説明申し上げます。

議案書の54ページ、55ページお開き願います。

- 1款水道事業費用に64万9,000円追加いたしました。
- 1 項営業費用の1目原水及び浄水費に、職員人件費17万4,000円追加いたしました。2目配水及び給水費に、職員人件費21万6,000円追加いたしました。4目業務費に、職員人件費9万5,000円追加いたしました。5目総係費に、職員人件費16万4,000円追加いたしました。

これらにより、収益的支出合計を8億3,238万3,000円といたしております。

以上の補正に伴いまして、第3条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用すること のできない経費について併せて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長(村松秀雄君) ありがとうございました。

水道事業会計の補正でございます。これについて何かございますでしょうか。よろしいですか。(「はい」の声あり)

では、議案第31号病院事業会計補正予算について、お願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長(佐野 仁君) 議案第31号令和3年度美里町病院事業会計補正予算(第1号) について御説明申し上げます。

議案書につきましては56ページから、資料編につきまして7ページでございます。

初めに、第2条予算第3条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

議案書の59ページお開き願います。

1款病院事業収益に6,900万5,000円追加いたしました。

1項医業収益の3目その他医業収益に4,513万4,000円追加いたしました。これは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種料金であります。

2項医業外収益の7目県補助金に2,387万1,000円追加いたしました。これは、新型コロナウイルスワクチン接種促進のため財政支援として奨励金が交付されるものでございます。

これらにより、病院事業収益合計を7億5,933万円といたしました。

次に収益的収支の支出でございます。

1款病院事業費用に1,712万1,000円追加いたしました。

1項医業費用の1目給与費に1,690万9,000円、3目経費に21万2,000円、それぞれ追加いたしました。給与費につきましては、人事異動等に伴う補正でございます。経費につきましては、新型コロナワクチン接種に従事する会計年度任用職員に対する費用弁償であります。

これらにより、病院事業費用合計を7億5,476万3,000円といたしております。

以上の補正に伴いまして、第3条予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用すること のできない経費について併せて補正を行っております。

以上が、補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長(村松秀雄君) ありがとうございます。

病院事業会計補正でございます。これについて何かございますでしょうか。(「なし」の声

あり) ありませんか。(「はい」の声あり)なければ、よろしいですね。

次、まいります。議案第32号下水道事業会計の補正予算でございます。企画財政課長。

○企画財政課長(佐野 仁君) 議案第32号令和3年度美里町下水道事業会計補正予算(第1号) について御説明申し上げます。

議案書につきましては60ページから、資料編につきまして8ページでございます。

補正の内容につきましては、人事異動等に関わる職員人件費に係る補正となっております。

初めに、第2条予算第3条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

議案書の67ページ、68ページお開き願います。

- 1款公共下水道事業収益に3万1,000円追加いたしました。
- 2項営業外収益の3目他会計補助金に3万1,000円追加いたしました。
- 2款農業集落排水事業収益に36万円追加いたしました。
- 2項営業外収益の1目他会計補助金に36万円追加いたしました。

次に、収益的収支の支出でございます。

次のページ、69ページ、70ページお開き願います。

- 1款公共下水道事業費用に3万1,000円追加いたしました。
- 1項営業費用の5目総係費に、職員人件費3万1,000円追加いたしました。
- 2款農業集落排水事業費用に32万8,000円追加いたしました。
- 1項営業費用の4目総係費に、職員人件費32万8,000円追加いたしました。

これらにより、収益的支出合計を9億5,578万3,000円といたしております。

次に、第3条予算第4条の資本的収支の収入について御説明申し上げます。

次のページ、71ページ、72ページお開き願います。

- 1款公共下水道事業資本的収入に12万円追加いたしました。
- 4項補助金の2目他会計補助金に12万円追加いたしました。

これらにより、資本的収入合計を16億1,271万4,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出でございます。

こちらは、すみません次のページですね、73ページ、74ページお開き願います。

- 1款公共下水道事業資本的支出に344万7,000円追加いたしました。
- 1項建設改良費の2目建設諸費に、職員人件費344万7,000円追加いたしました。

これにより、資本的支出合計を19億261万6,000円といたしました。

以上の補正に伴い、第4条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのでき

ない経費、第5条予算第10条に定めた他会計からの補助金について併せて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長(村松秀雄君) ありがとうございました。

ただいまの下水道会計は何かございますでしょうか。 (「なし」の声あり) ないということでございます。

今までの議案についての、もう一度戻って聞きたいというところはございませんか。 (「な し」の声あり) はい、なければ、議案等については以上といたしたいと思います。

執行部の皆さん、大変御苦労さまでございました。ありがとうございます。

それでは、御退席をお願いいたします。

ではここで、暫時休憩いたします。再開は、2時35分。

午後2時22分 休憩

午後2時30分 再開

○委員長(村松秀雄君) それでは、再開をいたします。

次に2)の議員発議についてに入ります。

今回の議員発議は、国に対する1つ目、新型コロナ禍における米の需給調整及び米価下落・ 稲作経営農家支援対策を求める意見書と、みちのくウエストライン「新庄酒田道路・石巻新庄 道路」の建設推進に関する意見書の2件でございます。

意見書については、本日お手元のほうに2通渡っていると思いますが、暫時休憩をしてです ね、中身を確認していただきたいと思います。

休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時34分 再開

○委員長(村松秀雄君) では、再開をいたしたいと思います。

いかがでしょうか、字句等の内容等につきまして、これでよろしいですかね。 (「はい」の 声あり) じゃあ、これについてはよろしいということで、当日お願いをしたいと思います。

それでは、3)の会議の期間及び議事日程についてということで、御協議をいただきます。 会議の期間は29日1日間、日程等も日程第1から11までということで、意見書2件を最後に 持ってくるということで配付しておりますけれども、このていでよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり) ありがとうございます。

では次に、4) 陳情、要請等が3件入っております。

内容御確認いただくために、暫時休憩をいたします。

休憩。

午後2時35分 休憩

午後2時40分 再開

○委員長(村松秀雄君) よろしいでしょうか。再開をいたします。

陳情書1件、要望書2件でございますが、これについてどういった処理をいたしましょうかということでございます。(「配付だけ」の声あり)配付だけでという意見ございますが、それでよろしいですか。ほかに御意見はありますか。なければ、この陳情書等につきましては、配付のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後でございます。

皆様のお手元に、一番最後に、陳情書の次に会議条例が入っておりますので、この会議条例の下は委員会条例と議会だよりと議会運営委員会ということで、入っておりますので、これちょうど12月ね、委員会条例が、この間16人から13人ということで直しましたが、13人で構成する委員会等をどうしようかということで、御協議をいただきたいというところでございます。

資料の2ページ目を開いていただきます。

第3条の(1)、(2)、第4条の2項でございます。

常任委員会の名称及び委員の定数、所管は次のとおりとすることで、人数でございます。

総務、産業、建設常任委員会が8名が7名、教育、民生常任委員会8名が6名、議会運営委員会の定数が今6ですが4名という、まず2ページ目のほうからさせていただきたいと思います。

13人からということで、大幅に変更になったのは議会運営委員会の定数かなというふうに感じるのですが、これはあくまでも案でございますので、皆様の御意見を聞きながら、12月議会に出させていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時44分 再開

○委員長(村松秀雄君) では、再開をいたします。

いかがでしょうか。というのは、現在は委員長ほか2名と、一番最後の運営基準にもあるんですが、委員長ほか2名ということで、今回4人としたのは、委員長ほか1名ということで、常任委員会は2名ずつと。またあと議長と副議長については直接の委員ではございませんけれども、意見反映の中には参加できると、あくまでも委員4名の協議の中でということになりますけれども。委員長1人、副委員長1人、委員2名という形になるんですけれどもね。ですから、何もないようにということを考えるしかないんですけれども、ただ兼職が、役職で兼務するのが、委員の中での兼務が当然出てくるのかなというので、そういうのもなくしたいなという部分もあって、こういう4名という形にはいたさせていただいたんですけれども。ほかの意見はないですかね。

- ○委員長(村松秀雄君) 吉田委員。
- ○委員(吉田眞悦君) 当然議運だけじゃないこと、考え方なんだけれども、今議運の話しているんで、まず議運。議運のね、今うちらほうの町では、副議長は委員外議員として参加していただいている、ずっと。ただ来期から定数減になるということは、もうこれは確実に決まっていることだったんだけれども。これ4人といった場合に、今委員長が何事もないことを前提にという話を言ったけれども、結局は正副委員長を除くと、委員というのは2人だけなんですよね。だから、実際としてそれが果たしていいのかなといえば私はちょっと懐疑的な見方をしてしまうんだけれども。これあくまでも運営基準での決め方になってくるんじゃないかと思うんだけれども、副議長の扱いを委員外議員じゃなくて、きちっと、議会運営委員という中での位置づけをすれば5人になるわけでさ。だから、運営基準の中で、常任委員長、あと委員会から1人の前に、副議長というふうにすればよろしいんじゃないのかなというふうには思うんだけれども。

あともう一つ、それはあと皆さんに協議していただいて、それが可能だかどうだかということを含め。

あと議長の扱いなんだけれども、結局就任辞退しているわけさね、うちのほうの議会ではずっとさ。1回はどこかの委員会に所属はするんだけれども、その後に就任辞退をするということになるんだけれども。この案からすると、就任辞退ということはどうなんでしょう、7人とはなっているけれども。

○委員長(村松秀雄君) ごめんなさい。その議長の扱いについては、従来どおりと、就任辞退

- と。そうすると、6、6になると。
- ○委員(吉田眞悦君) 6、6ね。
- ○委員長(村松秀雄君) という考え方になると。
- ○委員(吉田眞悦君) 委員会に所属していれば、実際としてね、議長別な公務等々もあるんで ね、委員会に必ず出席できるとは確約はできないからだけれども。
- ○議長(大橋昭太郎君) やっぱり、今の現状からいくと、1つの委員会に所属してしまうと、 どっちに行ってもいいんだけれども、両方の委員会に参加できる形であれば……
- ○委員長(村松秀雄君) 1つに決まっちゃうと、1つの委員会だとそっちがまず所属だからね、 幾ら議長だからって隣の委員会に行ってどうのこうのというのはできなくなるよね。というこ とで今まではそういうふうにね、議長については縛らないということで……
- ○委員(吉田眞悦君) それでも6人残るからという見方すれば、そのとおりなんだけれどもさ。 最低限6人は必要だろうという。
- ○副委員長(平吹俊雄君) この7人というのは、議長含めた7人。
- ○委員長(村松秀雄君) そうです。(「7、6だからね」「議長含み13名だから」の声あり)
- ○委員(吉田眞悦君) 今までもそのようにして、就任辞退をして。(「辞退を前提にして7名」 の声あり)
- ○委員長(村松秀雄君) どっちか7人にならないと、表面上だけであって。
- ○委員(吉田眞悦君) これは総務、産建にかかわらずだけれども、ただこのように決めれば総務に行くということに、1回はね、なってしまうんだけれども。分かりました。ただ、議運の整理だけ。
- ○委員長(村松秀雄君) 今吉田委員のほうから、議運のメンバーについて副議長をきちっと明記して、やっぱり委員2人じゃなくて3人でいったほうがいいんじゃないかと。委員長、副委員長2人しかないんで、4名だとね、確かに。そういう御意見があったんですけれども。その方向で考えたほうがよろしいと思うんですけれども、いかがですか。千葉さん。
- ○委員(千葉一男君) 今のやつに対して否定でも何でもない、私自身が感じたこと。議運っていうのはさ、議会の運営についてのある意味では偏らないで、ちゃんとした人たちがね、やっているんですよ。何があるか分からないんですよね、議会は。考えられないようなことありますので。だから、ここのところ、さっきの説明の中で、だぶらないと言ったか、2つのあれをしないように考えたと言ったんだっけ。
- ○委員長(村松秀雄君) 委員会とかいろんな役をね、2つも3つもならなにようにと。

- ○委員(千葉一男君) そのようにしたってね。少なくなっていてえらい苦労だけれどもね、ここは僕はある一定の数は必要だと、私は思うわけ。その1つの例だと思うんです、こういうのってね。普通そういうことはあり得ないんだけれども、故意にものを考えていった場合そういうこともあり得るので、できたらやっぱりある一定の数は、4人では、特に、委員長と副委員長の2人はどちらかと言うと、同じ立場ではないですよね、委員とは。そういう意味では、ここは2つかけてもらっても、逆にもう少しちゃんとした数を置いたほうが議運についてはいいんじゃないのかなというふうに思いますが、という意見ね。
- ○委員長(村松秀雄君) 要するに、千葉さんは現状維持のほうが、意見を出しやすいんじゃないかということね。
- ○委員(千葉一男君) と私は思うね。議運というのはそういう立場だなと思います。確かに、 2つするのは大変なんだよね、今我々見ていてもね。だけれども、どんどん少なくなっていっ て、だからってメンバーだぶらないようにと2つ持たないように、配慮はするけれども、その 辺のことを一番最初に配慮すると、日常活動、常任委員会活動というのは日常活動ということ だからね。
- ○議長(大橋昭太郎君) そのほかに、監査委員が出ているんだね。副議長を委員にするという、 ちょっとどれぐらいあるかは、把握してないけど、そういう議会もあるんです。そのときに、 委員外議員として参加するというよりも委員として参加しても支障がないのかなと思っている ところなのね。そうすると、千葉さん言うことももっともなんだけれども、そうすると委員会 は極端に減らない形、1人減るかな。副議長も委員となれば、5人でいいんだと。そして、議 長いて、監査委員というと、13人手一杯だというところもあるのね。
- ○副議長(我妻 薫君) 議運は外れているのは監査と後期高齢でしょ。後期高齢は重ねても同じでも、監査委員と重なるというのはちょっと。
- ○委員(千葉一男君) 監査委員は作業だからね、作業者だから変な話。だから作業する人いなかったら……と同じだから、全然組織動かなくなっちゃう。
- ○副議長(我妻 薫君) やはり議運と監査委員というの重なる日程も増えるんだよね。
- ○副委員長(平吹俊雄君) 副議長が委員外議員というのはずっと前からなんですか。委員外議員でなくて、普通の委員になんねのかやと自分なりには思っていたんだけれども。何か法的なものあるんのすかや。
- ○委員(吉田眞悦君) 委員外議員ということで参加するようになったの、そんなに古くないん だよ。

- ○副委員長(平吹俊雄君) 合併後すか。(「いやいや」の声あり)ずっと前だよね。
- ○委員(千葉一男君) だから、委員外議員というのはオブザーバーという表現でするところも あるしね。委員じゃないというだけであって、でもやっぱり副議長さんもいたほういいし、影 響力あるよ当然。
- ○議長(大橋昭太郎君) ちょっといざこざあったときに、大崎市議会なんていうのは議長事故 あるときのために、副議長を招集しているんだという言い方なんです。議会運営委員会の内容 を知っていてもらわなければ駄目だからという言い方。向こうは人数も人数だからだけれども。 結果、中には入れる。委員として何も問題ないなら、副議長も委員となればよろしいんじゃな いか。
- ○委員長(村松秀雄君) 逆に言えば、副議長を委員として、議運5にすれば、常に委員外議員 として出席ずっとされてきたわけだから、委員としての位置づけにすれば問題ないだろうとは 思うんだけれどもね。
- ○委員(千葉一男君) 委員外議員ってどういう意味なの。
- ○委員長(村松秀雄君) 若干休憩します。

午後2時57分 休憩

午後3時00分 再開

○委員長(村松秀雄君) じゃあ、再開します。

宮城県内町村の議運の平均も5.9ということで、大体6ぐらいなんですけれども、副議長をきちっと議運の委員として運営基準なり規則の中に明記して、何らほかもやっているところありますので問題ないという判断をいたします。それで、副議長入れて5名という案でいかがでしょうか。では、副議長を議会運営委員会の委員とするという1項目入れて、定数を5と、4じゃなくて5としたいということでお願いいたします。(「運営基準も変えないと」の声あり)そうです、運営基準も変えなきゃないです。条例は5人でね、人数だけでいいよね。4ページ目一番最後の運営基準の中、申合せ事項ですね、この中に122があります。「1人を選出し、構成する」と。その前でもいいのかな、後でもいいのかな。

- ○委員(吉田眞悦君) 議会運営委員会の委員は、副議長、各常任委員会の委員長及び委員1人 としておけば。
- ○委員長(村松秀雄君) そうか、文字を入れればいいんだね。「委員は」の次にね、「副議長、 各常任委員会の委員長及び委員1名を選出し、構成する」こうやれば、すっきりして5名とな

るということだよね。じゃあ、今の案で進めてよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり) ありがとうございます。

次の3ページ目、議会だよりなんですが、議会だよりについては現行どおりにしたいという 案でございますけれども、なかなか原稿チェックと発行のチェックということで、皆さん各昔 を思い出していただければ大変だなという部分でございますので、現行どおりしたいかなとい うふうに思っていますが、いかがでしょうか。(「そのままでいいと思いますよ」の声あり) では、副委員長及び委員2名ということで、現行どおりということで進めさせていただきます。 よろしいですね。(「はい」の声あり)ありがとうございます。

それでは、その他のその他で…… (「12月」の声あり)提出は12月議会にさせていただきます。次回の議運のときに、今いただいた御意見を集約してお示しをしたいと思います。 (「12月会議にかけるんでしょう」の声あり)かけます。あとなくなっちゃいます、最後の最後ですので。

議長あとないですか、議長からは。

- ○議長(大橋昭太郎君) 特別はございませんけれども……、いいんだ。
- ○委員長(村松秀雄君) じゃあ、事務局のほから。
- ○事務局長(今野正祐君) ありがとうございました。

それでは、委員会条例等の改正については12月会議ということで、これから進めたいと思います。

今日見つけたというかですね、同じく委員会条例の中に、第7条に、今日資料用意していないんですけれども、こちらの条例文の中に1か所「定例会」という文言がまだ入っている箇所があるということで。これ通年議会になったときに多分一通り直したとは思うんですが、1か所だけ委員会条例の7条の2の部分ですね、「定例会」という文字が入っておりまして、今回委員会条例の改正に併せて、こちらの文字の訂正、訂正というかですね、どう表記するかというところもあるんですが、今のところは「最初の定例日に開かれる会議において」というふうな表記にしようかなという案はありますが、今回の定数の改正に併せて文言の改正も一部あることだけちょっとお含みおきいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長(村松秀雄君) ということで、事務局のほうからございました。あとなければ、閉会をいたしたいと思いますが、ございませんか。 (「ありません」の声あり)

それでは閉会挨拶を、副委員長お願いいたします。

○副委員長(平吹俊雄君) 日も大分短くなりまして、今年も12月の暦1枚ということで、あと 1か月を残すところでございまして、本当に早いものでございます。今年はコロナから始まり まして、いろいろと皆さんに御心配かけました。ここにきて、美里も99人というようなところ で止まっているので、これ以上に感染ならないよう期待しているところでございます。

それからこのごろ大分寒くなりましたので、昨日、朝、駒の湯では19センチメートル積雪というようなことで、日増しに寒くなりますので、体調には十二分に注意しながら、そしてコロナもヨーロッパのほうではまた増え始めてきたということですので、油断ならないように、風邪そしてコロナに向かって体調管理なり十二分にその辺は注意していただきたいと、こう私も思っているところでございます。

そういうことで、今年は皆さんの御協力に対しまして感謝申し上げまして、閉会の挨拶とします。大変御苦労さまでした。

午後3時07分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容 に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和3年11月26日

委 員 長